

「わくわくあおもり子育てプラン」（青森県次世代育成支援行動計画 前期計画）
に係る取組状況の検証について < 2次評価 >

青森県次世代育成支援行動計画の後期計画を策定するに当たり、前期計画である「わくわくあおもり子育てプラン」（平成17年度～平成21年度）（以下「プラン」という。）のこれまでの取組状況や今後の課題について検証した。

なお、検証は、プランに掲げられた5つの基本方針ごとに実施している。

= 5つの施策の基本方針及び21の施策目標 =

- 1 安心して子どもを産み育てるために、家庭での子育てを支援します。
 - (1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進
 - (2) 地域における子育て支援サービスの充実
 - (3) 障害児対策の充実
 - (4) 子どもへの虐待防止対策の充実
 - (5) 様々な環境にある子どもへのきめ細やかな取組の推進
- 2 健やかに心豊かに育つように、豊かな心、命を大切にする心を育む支援と健全育成を推進します。
 - (1) 子どもの権利擁護の推進
 - (2) 次代の親の育成の推進
 - (3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援
 - (4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実
 - (5) 命を大切にする心を育む環境づくりの推進
 - (6) 自然とふれあう体験交流の促進
- 3 働きながら子どもを育てるために、仕事と子育ての両立を支援します。
 - (1) 仕事と子育てを両立させるための支援の推進
 - (2) 男性を含めた多様な働き方の見直し
 - (3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進
- 4 安全安心な子育てをするために、子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します。
 - (1) 子どもの安全の確保
 - (2) 子育てを支援する生活環境づくり
 - (3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成
- 5 みんなが子育てに参加するために、子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します。
 - (1) 地域における子育てネットワークづくりの推進
 - (2) 家庭や地域の教育力の向上
 - (3) 普及啓発活動の推進
 - (4) 推進体制の整備

1 安心して子どもを産み育てるために、家庭での子育てを支援します。

【概要】

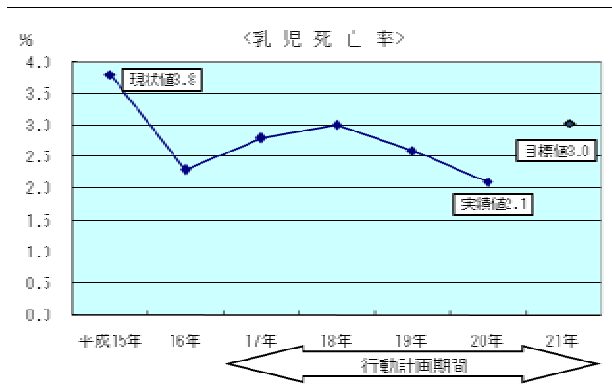
妊娠から出産、学齢期にいたる保健・医療・福祉の相談、家族や地域での子育てを支援する施策に取り組むこととして、次の5つの施策目標を掲げている。

- (1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 障害児対策の充実
- (4) 子どもへの虐待防止対策の充実
- (5) 様々な環境にある子どもへのきめ細やかな取組の推進

プランでは、これら5つの施策目標を実現するため、17の重点施策を設定し、それに基づく事業等が実施されている。

【目標指標等から見た施策の評価】

本方針の施策の目標指標として掲げられている「乳児死亡率（出生数千に対する生後1年未満の死亡数）」については、プラン策定時の平成15年に3.8（全国死亡率3.0、全国順位2位）であったが、平成21年6月公表の平成20年（概数）では2.1（全国死亡率2.6、全国順位40位）となっており、大いに評価できる。



【主な取組状況や成果】

周産期医療システム運営事業の実施により、総合周産期母子医療センターと地域の中核的な周産期医療施設とのネットワーク化が図られ、ハイリスクの妊婦・新生児の総合周産期母子医療センターへの集約により、ハイリスク妊婦等が適切な医療を受けることのできる環境が整備された。また、周産期医療向上のため、周産期医療関係者に対し周産期医療に関する研修会を実施して資質向上を図っているほか、青森県周産期医療対策協議会において周産期医療に関する調査研究を実施している。これらの取組により、乳児死亡や周産期死亡等の改善が図られた。

地域における子育て支援サービスの充実としては、県子ども家庭支援センターにおける情報提供、相談、子育て支援団体の活動支援や学習機会の提供をはじめ、地域子育て支援センター等の子育て相談指導や一時・休日保育等を行う市町村に対する助成を行ったほか、県内の店舗等の協力による子育て家庭への優待サービス、「ほほえみ」に満ちた地域社会の実現に向けたほほえみプロデューサーの養成等を行った。

子どもの虐待防止対策としては、市町村要保護児童対策地域協議会の設置を促進したほか、子ども虐待ホットラインの運営、児童福祉施設への指導、児童相談所における研修や保護者に対するカウンセリングを実施した。

教員の資質向上の一環として、特別な配慮を必要とする子どもたちへの支援、複数の障害種へ対応できる教員の養成研修の実施など、個に応じたきめ細かな指導の向上に取り組んだ。

【主な課題等】

総合周産期母子医療センターへのハイリスク妊婦・新生児の集約化が進んだことに伴い、同センターの病床利用率が非常に高まっており、その充実が求められている。

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、子育て家庭を支援する体制の整備や母子保健対策の充実などの多様なニーズに対応した支援に引き続き取り組む必要がある。

特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参加を目指し、関係機関との連携の下、一貫した支援体制を確立し、個々のニーズに応じた支援の推進に取り組む必要がある。

2 健やかに心豊かに育つように、豊かな心、命を大切にすることを育む支援と健全育成を推進します。

【概要】

子どもの教育と、子どもの豊かな心、命を大切にすることを育むための施策に取り組むこととして、次の6つの施策目標を掲げている。

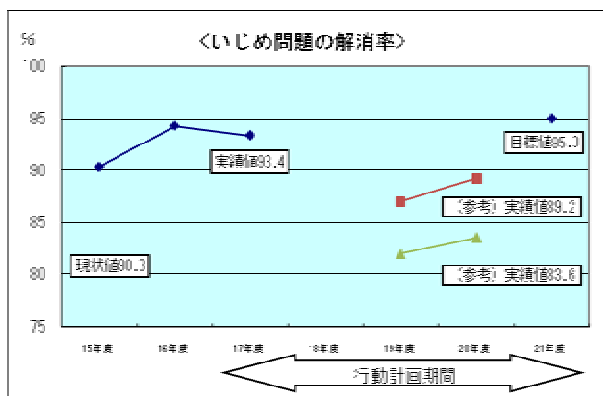
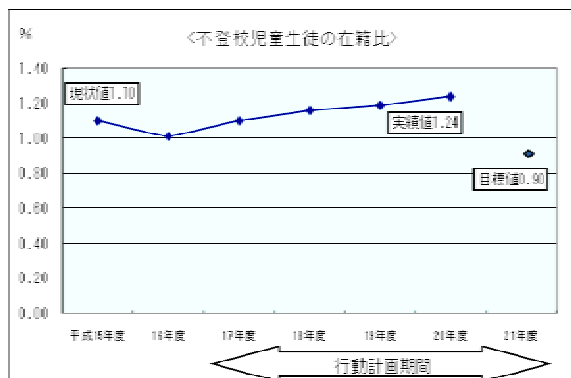
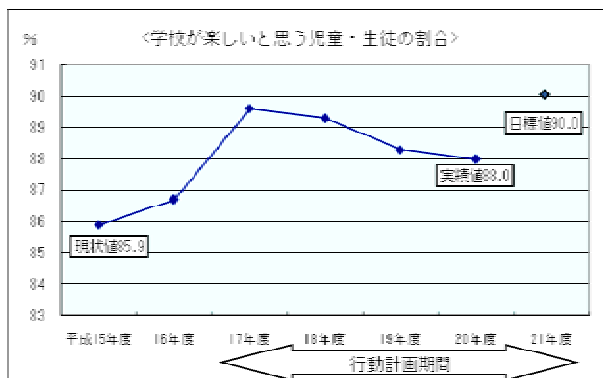
- (1) 子どもの権利擁護の推進
- (2) 次代の親の育成の推進
- (3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援
- (4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実
- (5) 命を大切にすることを育む環境づくりの推進
- (6) 自然とふれあう体験交流の促進

プランでは、これら6つの施策目標を実現するため、19の重点施策を設定し、それに基づく事業等が実施されている。

【目標指標等から見た施策の評価】

本方針の施策の目標指標としては、3指標が掲げられている。

- ・魅力ある教育環境を示す指標である「学校が楽しいと思う児童生徒の割合」は、平成15年の85.9%から平成20年の88.0%となっており、概ね評価できる。
- ・教育・学習環境を総合的に示す指標である「不登校児童生徒の在籍比」の割合は、平成15年には1.10%であったが、平成20年は1.24%となっており、今後の課題とする必要がある。
- ・いじめ問題への適切な対応を示す指標である「いじめ問題の解消率」については、参考指標ではあるが、公立小学校で平成19年度の87.0%から平成20年度の89.2%、公立中学校で平成19年度の82.0%から平成20年度の83.6%と改善がみられる。



【主な取組状況や成果】

思春期の健康問題に対する正しい知識の普及を図るため、思春期相談センター及び思春期情報発信センターを開設した。

若年者の雇用促進対策として就業支援をワンストップで行う「ジョブカフェあおもり」の運営や、子どもたちが主体的に自分の進路を選択できる能力を身につけるためのキャリア教育の推進に取り組んだ。

確かな学力の向上として、少人数学級編制の導入、教員の授業力向上を図るためのアドバイザーの派遣を行ったほか、不登校問題への対応など、個に応じたきめ細かな指導の向上に取り組んだ。

命を大切にすることを育む県民運動や地域における声かけリーダーの活動の推進など、子どもの心身の健やかな育ち合いの推進に取り組んだ結果、命を大切にすることを育む県民運動推進会議の構成団体は、平成16年度の767団体から平成20年度末には1,238団体となり、会員団体がそれぞれの立場で活動を推進することが可能となった。

農山村の有する豊かな自然、伝統、文化等を保全するとともに、子どもたちが自然とふれあう体験交流活動を推進した。

【主な課題等】

子どもたちが次代を担う親として成長するため、自分の体や健康についての関心を高め、思春期の性と健康に関する教育や取組を充実させていくことが必要である。

学校教育と地域社会との関わりを一層強化し、社会の求める人材育成につながる教育の推進に取り組むとともに、これまで学校が実施してきたキャリア教育に加え、今後は、地域の人材や民間の力を活用するなど、地域社会との連携によるキャリア教育を推進し、地域や産業の担い手の育成に取り組む必要がある。

幼・小・中・高等学校までを視野に入れた継ぎ目のない教育を推進し、引き続き確かな学力の向上に取り組んでいくとともに、生涯をよりよく生きるための基盤である豊かな心と健やかな体の育成についても引き続き取り組んでいく必要がある。

学校教育の充実を図るため、教員の資質を向上させるとともに、不登校や問題行動の未然防止、早期発見に努めるため、子ども一人ひとりと向き合う環境づくりに取り組む必要がある。

他人への思いやりを持ち、命を大切にすることを育む環境づくりを効果的に啓発していくためには、関係機関、団体等との連携が課題となっており、これを強化し、更に多くの県民、団体が参加する県民運動に発展させていく必要がある。

3 働きながら子どもを育てるために、仕事と子育ての両立を支援します。

【概要】

働きながら子どもを育てるための労働環境の改善、多様な保育サービス、農山村漁村における子育て環境の改善を推進するための施策に取り組むこととして、次の3つの施策目標を掲げている。

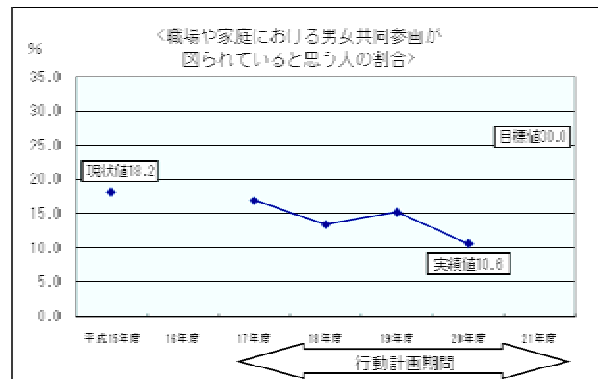
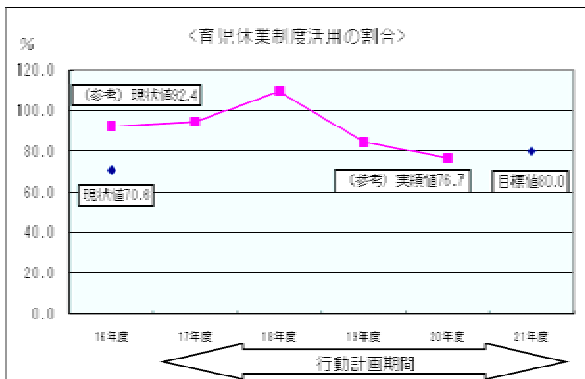
- (1) 仕事と子育てを両立させるための支援の推進
- (2) 男性を含めた多様な働き方の見直し
- (3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進

プランでは、これら3つの施策目標を実現するため、7の重点施策を設定し、それに基づく事業等が実施されている。

【目標指標等から見た施策の評価】

本方針の施策の目標指標としては、2指標が掲げられている。

- ・「出産者の内、育児休業制度を利用した人の割合」は参考指標ではあるが、平成16年には92.4%であったものが、平成20年は76.7%となっており、今後の課題とする必要がある。
- ・男女共同参画社会の実現に向けた取組の進捗状況を示す指標である「職場や家庭における男女共同参画が図られていると思う人の割合」は、平成15年度の18.2%から平成20年度には10.6%となっており、今後の課題とする必要がある。



【主な取組状況や成果】

病児・病後児保育、延長保育、休日保育やファミリー・サポート・センターなど、子育て支援に対するニーズの多様化を反映させて多様な保育サービスの拡充に取り組んだ。また、放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施により、小学校低学年児童等を対象とした総合的な放課後児童対策を進めた。

男女共同参画を推進するため、市町村にアドバイザーを派遣し、市町村の男女共同参画に関する基本計画の策定を支援したほか、男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成を図るため、講演会やパネルディスカッション、県民参加のイベント等を実施した結果、平成20年度の男女共同参画推進員の延登録者数はプラン策定時(平成15年度)の58人から26人増の84人となった。

【主な課題等】

子育て支援について多様な保育サービスを拡充していくこと、企業における育児休業制度の活用、勤務時間の短縮やフレックスタイム制の導入など働き方の見直しを一層推進し、仕事と子育てを両立させる支援を行うことが必要である。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する普及啓発活動を重点的に進めることにより、男女共同参画社会の実現を図る必要がある。

4 安全安心な子育てをするために、子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します。

【概要】

子どもを犯罪や交通事故などから守り、安全に生活できるまちづくりについての施策に取り組むこととして、次の3つの施策目標を掲げている。

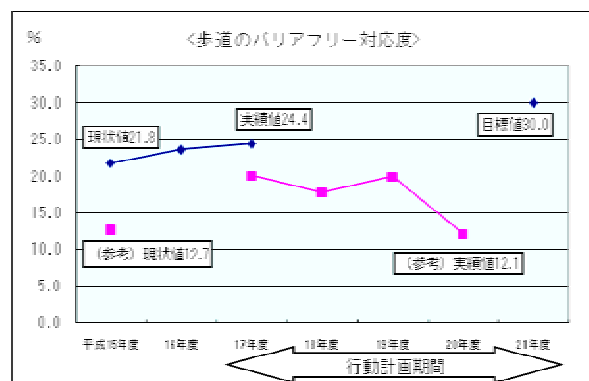
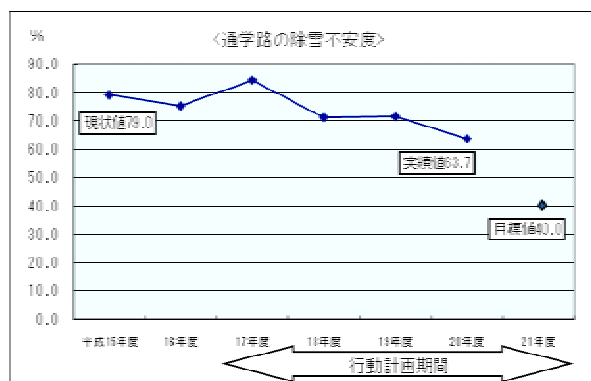
- (1) 子どもの安全の確保
- (2) 子育てを支援する生活環境づくり
- (3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成

プランでは、これら3つの施策目標を実現するため、8の重点施策を設定し、それに基づく事業等が実施されている。

【目標指標等から見た施策の評価】

本方針の施策の目標指標としては、2指標が掲げられている。

- ・「通学路の除雪に対する不安度」を示す指標は、平成15年度の79.0%から平成20年度には63.7%となっており、今後も継続的な取り組みが必要である。
- ・「歩道のバリアフリー対応度」に係る参考指標である「高齢者や障害者など、誰もが安心して外出できるまちづくりの満足度」をみると、平成15年度の12.7%から平成20年度には12.1%となっており、今後の課題とする必要がある。



【主な取組状況や成果】

交通安全対策として小学生を対象とした交通安全教育を推進した。また、地域防犯対策として地域ぐるみで少年を犯罪から守る環境づくりを進める子どもを守る地域ネットワークの強化に取り組んだ。その結果、刑法犯認知件数は、プラン策定時の現状値である平成15年の18,940件から5年連続で減少し、平成20年には11,015件となったほか、住民の自主防犯意識が高まり、平成17年には22団体だった自主防犯ボランティア団体が平成20年には208団体となった。

子どもを取り巻く有害環境対策としては、有害図書類、特定がん具類及び危険器具の指定や有害図書類の区分陳列・自動販売機からの撤去などに取り組んだ。

【主な課題等】

冬期間の交通確保については、施設整備を更に進め、官民が一体となって雪対策に取り組み、経済的かつ効率的な雪処理を進め、通学時の子どもの安全を確保していくことが必要である。

地域と連携した自主防犯活動の拡大や犯罪の発生しにくい環境の整備等による犯罪の発生防止対策、少年の規範意識の高揚等地域防犯対策を強力に推進していく必要がある。

ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくり、子どもの命と健康を守るセーフティプロモーションの普及・推進が必要である。

地域での人間関係の希薄化、出会い系サイトなど子どもたちの健全な育成にとって深刻な問題が生じている中で、有害な情報や健全な育成を阻害する行為から子どもを守り、子どもに良好な環境づくりを進める必要がある。

5 みんなが子育てに参加するために、子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します。

【概要】

子育てを社会全体で支援するために、地域の教育力の向上、地域のネットワークづくり、プランを推進する体制づくりに関する施策に取り組むこととして、次の4つの施策目標を掲げている。

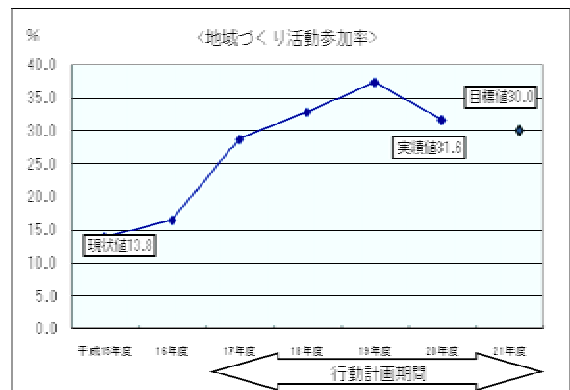
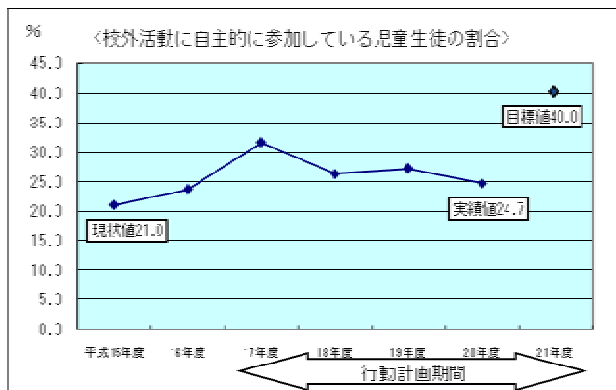
- (1) 地域における子育てネットワークづくりの推進
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 普及啓発活動の推進
- (4) 推進体制の整備

プランでは、これら4つの施策目標を実現するため、8の重点施策を設定し、それに基づく事業等が実施されている。

【目標指標等から見た施策の評価】

本方針の施策の目標指標としては、2指標が掲げられている。

- ・「校外活動に自主的に参加している児童生徒の割合」は、平成15年度の21.0%から平成20年度には24.7%となっており、今後も継続的な取組が必要である。
- ・「地域づくり活動への参加率」を示す指標については、平成15年度の13.8%から平成18年度には目標値を上回り、その後、平成20年度には31.6%となっており、大いに評価できる。



【主な取組状況や成果】

行政・民間協働の子育て支援ネットワークを構築し、子育て家庭に適切なサービスを提供するためのネットワーク会議、地域交流会、子育て支援実践セミナーの開催など、地域社会全体で子育てを見守り、支え合う体制づくりに着手した。

家庭教育支援者のネットワークを形成するとともに、家庭教育支援者やリーダー、コーディネーターを対象とした次世代育成支援に必要な知識や技術を習得するための専門的・実践的研修を実施した。

地域の教育力を高める仕組みづくりの推進として、子どもの現代的課題に対応できる支援者、ボランティア活動をコーディネートできるコーディネーター、ネットワークを活用した地域づくりに取り組むプレイヤーの育成に取り組んだほか、県立学校における学校評議員の配置、地域との窓口となる教員の配置に取り組んだ。

【主な課題等】

子育て支援ボランティア、子育てサークル、母親クラブなど、地域で子育てを支えている人たちの人材育成や県域でのネットワークづくりに取り組むことにより、地域活動の活性化を図り、社会全体で子育てを支援していくシステムを構築することが必要である。

学校・家庭・地域社会の連携を図りながら、人材のネットワーク化を推進し、学校内外を通じた子どもたちの主体的な活動を支援する仕組みづくりに取り組み、家庭や地域の教育力を向上させることが必要である。